

質問件名 小平市文書管理規程の見直しと条例制定に向けて

【質問要旨】

東京都は豊洲市場建設に関わる問題を契機に、2017年6月に東京都公文書の管理に関する条例を制定しました。また、国においては森友学園、加計学園、自衛隊日報などで公文書の作成や管理に関わるさまざまな問題が露呈し、政府への国民の信頼が大きく損なわれました。このように、公文書管理は書類の扱い方という役所内部の問題ではなく、行政と市民の信頼関係の構築という民主主義の根幹にかかわるものです。

また、公文書等の管理に関する法律では、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの、と明記されています。この考えは地方自治体でも同様のものであり、市民の財産である公文書を適正に管理し、必要なものは将来にわたって保存管理していくためのルール整備が求められます。

また、行政の透明性の担保や市民の知る権利の保障ということだけでなく、公文書を保存する書庫スペースの問題や市民が閲覧できる場所の確保などの面からも現在の小平市文書管理規程の見直しは必要であると考えます。小平市の文書管理規程は保存期限が1年、3年、5年、10年、永久保存と5段階に決められていますが、2016年12月の一般質問で保存年限の見直しや歴史公文書の位置付けなどの提案をし、検討していくとの答弁をもらっています。その後の進捗状況の確認とともに再度公文書管理の重要性を共有するために以下の質問をします。

- ① 小平市文書管理規程の保存年限は1年、3年、5年、10年、永久保存となっており、保存年限や満了後の措置のルールについて見直しが必要と考えるが、文書管理規定の見直しの必要性への見解と検討状況は。
- ② 市政にとって重要な資料について、歴史公文書等として定義し保存についての取り決めをしていく必要があると考えるが、検討の進捗状況は。
- ③ 文書総合管理システムを使った市民がアクセスできる公文書検索システムをつくることについて、市の考え方と課題は。
- ④ 役所の公文書や地域資料あわせた重要文書の保存については図書館で行っていくことが検討されていると思うが、その進捗状況は。
- ⑤ 保存年限満了後の措置や歴史公文書等の判断には、庁内だけでなく第三者の意見が入ったしくみが必要ではないか。小平市文書管理規程の見直しと併せ公文書管理条例を制定することへの見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2018年8月27日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 日向 美砂子  
 受付番号【           】

26	25	24	23

— (            /            )